

保険外併用療養費に関する事項

入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算の入院が 180 日を超えますと、患者さんの状態によっては、健康保険から入院基本料の 15% が病院に支払われなくなります。

同じ症状による通算の入院が 180 日を超えた日から、入院が選定療養対象となり、1 日につき 1,640 円が特定療養費として患者さんの負担となります。

180 日超え特定療養費(1 日につき)	1,640 円
----------------------	---------

特別療養環境室に関する事項

特別療養環境室	部屋番号	金額(税込)	設備
一般病棟個室	802、803、805、808、 810、811	1 日 8,800 円	床頭台、テレビ、応接セット クローゼット、洗面台 冷蔵庫、冷暖房

※個室使用料に関しましては、個室を希望して入室された患者さまのみとなっております。

以上